

令和6年度広島市スポーツ少年団への追加登録手続方法について (9月以降～翌年2月末日まで)

登録手続き等
必要物を準備する

- ① 追加登録者全員スポーツ傷害保険に加入します。
 - ・ 登録には、スポーツ傷害保険の加入が必須です。
- ② 広島市スポーツ少年団追加登録用紙をダウンロードします。
(<https://www.sports-or.city.hiroshima.jp/activity/syonendan>)
- ③ 郵送の場合は84円切手(10月以降は110円)を貼った定型サイズの返信用封筒を準備します。
 - ・ 広島市スポーツ少年団事務局が追加登録を受け付けた後、受付印を押印した控え(写)の追加登録用紙を返信用封筒にて返送します。(Eメールで提出の場合はPDFで返送します。)

追加登録
用紙の作成

- ① 広島市スポーツ少年団追加登録用紙に必要事項を記入します。
 - ア 指導者、役員・スタッフは満18歳以上です。
 - ・ 団での役割、職業も配当の数字を記入してください。
 - ・ 指導者登録ができるのは、JSP0公認スポーツ指導者資格をお持ちの方となります。指導者を追加登録する場合は公認スポーツ指導者登録証の写し等、登録番号を確認できる書類を一緒に提出してください。
 - イ 団員は3歳以上19歳以下です。
 - ・ 学年は当てはまる箇所に丸印を記入してください。
 - ウ 団員、指導者、役員・スタッフとも記入する年齢は令和6年4月1日時点での年齢です。
 - エ スポーツ傷害保険加入を確認し、“保険加入確認”欄に○印を記入してください。
- ② 記入した各項目の内容を確認します。
 - ・ 記入漏れがないよう確認してください。

登録料納入

- ① 追加登録する登録料を指定口座に振り込みます。
 - ア 指導者、役員・スタッフは1人につき1,100円、団員は1人につき800円です。
 - イ 振込手数料は各団の負担になります。
 - ウ 必ず日本スポーツ少年団に登録している団名称で振り込んでください。(※個人名不可)

振込先：

【銀行名】	広島銀行
【支店名】	広島市役所支店 (支店番号048)
【口座種別】	普通
【口座番号】	3017084
【口座名義】	公益財団法人広島市スポーツ協会 会長 野坂文雄

広島市スポーツ協会
にア～ウを提出する

- ① 提出書類を確認し、提出します。
 - ア 記入した広島市スポーツ少年団追加登録用紙
 - イ 登録料振込が確認できるもの(確認書類の写し)
 - ウ 郵送の場合は84円切手(10月以降は110円)を貼った定型サイズの返信用封筒
 - ・ 封筒には必ず、スポーツ少年団名・返信先住所・氏名を記入してください。

【書類提出先】

〒730-0042 広島市中区国泰寺町1-4-15 広島市役所北庁舎別館
公益財団法人広島市スポーツ協会 広島市スポーツ少年団
E-mail: hiroshima-suposyou@sports-or.city.hiroshima.jp
※ 持参される際には平日の午前9時から午後5時までをお願いします。

登録完了および
登録認定

登録完了および登録認定

広島市スポーツ少年団事務局が内容確認後、追加登録用紙に受付印を押印し、控え(写)をEメール(PDF)または提出頂いた返信用封筒にて返送いたします。9月以降の追加登録については広島市スポーツ少年団のみの登録となりますので、団員章、指導者章、役員・スタッフ登録章の交付はありません。
なお、未登録者は広島市スポーツ少年団が主催する交歓大会等に参加はできません。
また、来年度以降も登録を継続される場合は来年度の更新登録の際にスポーツ少年団登録システムで新規として登録手続をして頂く必要がありますので、ご注意ください。

スポーツ少年団WEB登録システムによる受付終了後の広島市スポーツ少年団への追加登録期間は9月から2月末日までです。
広島市スポーツ少年団事務局への電話でのお問い合わせ等は、平日午前9時から午後5時までとなります。